

家族そろって

令和6年度

交通災害共済 に加入しましょう!!

安心の毎日

わずかな会費で
最高**100**万円
の見舞金



令和6年度 会 員 募 集

会 費 ※起算日は令和6年4月1日（4月1日以降の申込はその翌日）です（中途加入同額）。

- 一 般 …… 年額1人 **500円**
（下記以外の方）
- 中学生以下 …… 年額1人 **300円**
（令和6年4月1日に、中学校に在籍している方までが該当）
- 70歳以上 …… 年額1人 **300円**
（昭和29年4月1日以前に生まれた方）

山口県市町総合事務組合交通災害共済

※交通災害共済の加入申込に関する個人情報の収集・利用・管理については、山口県市町総合事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、適正に取り扱います。

■■■ 交通災害共済事業のあらまし ■■■

交通災害共済とは、山口県内の全町と萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市が共同で実施する共済制度で、加入者のみなさんが交通事故にあわれた場合、その会費から見舞金をお支払いする相互扶助の制度です。

加入資格等

山口県内の全町、萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市（以下「組合市町」という。）の区域内に居住し、住民基本台帳に記録されている方であれば、年齢を問わずご加入いただけます。

また、組合市町の区域内の学校に在学している方、並びに就学等のため組合市町の区域外に転出している方については、組合市町外在住の方でも加入できます。

なお、会員が共済期間中に加入資格を失った場合においても、共済期間の満了する日まで契約は有効です。

共済期間

4月1日（中途加入の場合は申込日の翌日）～令和7年3月31日まで。

会費

パンフレット表紙に記載のとおり。（中途加入の場合も同額）

加入申込

受付は、山口銀行・中国5県内のゆうちょ銀行・郵便局・西京銀行・JA（各支店・支所）で行いますので、「交通災害共済加入申込書兼会員台帳」に必要事項をご記入のうえ、会費を添えて申し込んでください。

共済見舞金支払い対象となる交通事故等

日本国内で、自動車、電車、自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車（小児用の三輪車、乳母車等の子供用遊具は除く）等の交通乗用具運行中に道路交通法上の道路で事故が起これ、歩行者又は乗車（乗船、搭乗）中の者が死亡したり、ケガをした場合。

ただし、自損行為による事故の場合は対象とならない場合がありますので、総合事務組合又は市役所（支所）へ照会ください。

共済見舞金が支払われないもの

- ① 会員の故意又は重大な過失（いねわり、速度超過等）による場合
- ② 会員の無免許・無資格運転又は酒気帯び運転（自転車も含む）の場合（これらの事情を知らずながら同乗の場合を含む）
- ③ 会員又はその遺族が不正に見舞金の支給を受けようとした場合
- ④ 地震・暴風雨その他の天災による場合
- ⑤ 法令等に違反して立ち入った場所又は交通乗用具の運行の禁止又は制限区域等に係るもの
- ⑥ 歩行中の単独事故（転倒など）又は歩行者どうしの事故の場合

共済見舞金の請求書類

必要書類	見舞金種別	死亡	傷害
①交通災害共済見舞金請求書		○	○
②会員証兼領収書（写）（事故があった年度のもの）		○	○
③交通事故証明書又は公的機関の証明書（コピー不可） （交通事故申立書の場合は12等級が限度）		○	○
④交通災害共済専用の診断書（治療申立書の場合は14等級が限度）			○
⑤交通災害共済見舞金振込依頼書		○	○
⑥死亡診断書又は死体検案書及び戸籍関係書類		○	
⑦振込先口座の通帳の写し（金融機関名、口座番号、口座人名義（カナ）が分かるもの）		○	○
⑧その他管理者が必要と認める書類（委任状、同意書等）		○	○

共済見舞金の支給額算定

災害の程度により、パンフレット裏面別表の見舞金を支給します。

ただし、頸部損傷（いわゆる「むちうち」）については、原則として8等級を限度として支給し、90日を越えてなお引き続いて治療が行われている場合は、6等級を限度として支給します。柔道整復師（整骨院等）の治療は対象外です。（ただし医師の指示がある場合を除く。）鍼灸院等での治療は対象外です。

《通院治療期間の算定方法》

- ①通院が継続している場合（全日数を通算して計算します。）
 - ・骨折による治療の場合…10日に1度の通院は10日（継続）とみなします。
 - ・一般の傷害による治療の場合…7日に1度の通院は7日（継続）とみなします。
- ②通院が継続していない場合（通院実日数を基本に計算します。）
 - ・骨折による治療の場合…実日数×5
 - ・一般の傷害による治療の場合…実日数×3

※上記取り扱い以外で、医師が就労不能証明（就学等を含む）をした期間については、全日数通院とみなします。

（リハビリテーションのみの入・通院は見舞金の支給日数算定対象とはなりません。）

共済見舞金額

等級	災害の程度	金額
1等級	死亡	1,000,000円
2等級	360日以上の治療を要する傷害	230,000円
3等級	300日以上360日未満の治療を要する傷害	180,000円
4等級	240日以上300日未満の治療を要する傷害	140,000円
5等級	180日以上240日未満の治療を要する傷害	105,000円
6等級	130日以上180日未満の治療を要する傷害	80,000円
7等級	90日以上130日未満の治療を要する傷害	65,000円
8等級	75日以上90日未満の治療を要する傷害	50,000円
9等級	60日以上75日未満の治療を要する傷害	40,000円
10等級	45日以上60日未満の治療を要する傷害	32,000円
11等級	30日以上45日未満の治療を要する傷害	23,000円
12等級	21日以上30日未満の治療を要する傷害	16,000円
13等級	14日以上21日未満の治療を要する傷害	13,000円
14等級	7日以上14日未満の治療を要する傷害	10,000円
15等級	7日未満の治療を要する傷害	7,000円

注意

交通事故証明書等の公的な証明書の添付が無い場合は、12又は14等級を限度としてのお支払いとなります。

※共済見舞金の請求期間は、交通事故により災害を受けた日の翌日から2年以内です。

交通事故にあったら、必ず最寄りの警察署に届出ましょう。

注意

届出をされていないと、交通事故証明書は発行されません。

問い合わせ先

ご不明な点については、下記へお問い合わせください。

周南市役所 生活安全課 生活安全担当
(0834) 22-8240

山口県市町総合事務組合
(083) 925-6613